

平成28年4月1日施行

## 一般社団法人湖北薬剤師会会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款6条の規定に基づき、一般社団法人湖北薬剤師会（以下「本会」という。）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入会申込書)

第2条 定款第6条第1項に規定する入会申込書は、様式第1号のとおりとする。

### (変更届)

第3条 会員は、前条の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、会長にその旨を届け出なければならない。変更を届け出た事項に変更が生じた場合も同様とする。

### (退会届)

第4条 定款第8条に規定する退会届は、様式第2号のとおりとする。

### (除名の通知)

第5条 定款第9条第1項により正会員が除名されたとき、当該正会員が滋賀県薬剤師会の会員である場合には、会長はその旨を滋賀県薬剤師会へ通知するものとする。

### (再入会)

第6条 定款第8条、第9条または第10条の規定により会員の資格を喪失した者が、再入会を希望する場合には、改めて入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員の資格を喪失した者に未納の会費等がある場合には、当該未納分を支払わない限り再入会は認めないものとする。

3 会員資格の喪失が除名による場合には、5年間の再入会を認めないものとする。

### (会員名簿)

第7条 会員名簿(様式第3号)を作成し、事務所に備え置くものとする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 会員名簿に記載された個人情報については、別に定める規定に基づき取り扱わなくてはならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人湖北薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

様式第1号(別掲)

様式第2号(別掲)

様式第3号(別掲)

以上

平成28年3月9日臨時総会承認